

社会的養護における措置変更の実際(2)

—措置変更による退所児童を対象にした全国調査の因子分析を通して—

○ 神戸学院大学 石田 賀奈子 (06061)

野口 啓示 (野口ホーム 02736)、伊藤 嘉余子 (大阪府立大学・03930)

[キーワード] 社会的養護、措置変更、実態調査、因子分析

1. 研究目的

本研究の目的は、社会的養護を担う児童福祉施設において、措置変更として他施設等へと退所したケースについて、措置変更にあたって配慮される事項、措置変更における円滑な支援プロセスを確保するために必要な事項について提言することである。

社会的養護において、措置変更が発生することは珍しいことではない。厚生労働省による「児童養護施設入所児童等調査結果」(2013年2月現在)によると、いずれの施設においても児童の委託経路および入所経路は、家庭からという児童が多くを占めるが、情緒障害児短期治療施設(以下情短)入所児童の15.8%、児童自立支援施設(以下自立)の13.8%は児童養護施設(以下養護)からの入所となっている。ただ、措置変更は子どもの生活を変えることを意味し、子どもの人生に大きな影響を与える。子どもにとって、措置変更は重大な出来事であり、大きな不安や葛藤を伴う事態であることが推察される。しかし、これまで、措置変更に焦点をあてて行われた調査は多くない。

そこで、本研究では、その実態を明らかにすべく全国の社会的養護を担う施設に対し郵送法によるアンケート調査を実施した。本調査の単純集計結果については、「社会的養護における措置変更の実際—措置変更による退所児童を対象にした全国実態調査より得られた知見—」(野口啓示会員発表)において報告されるとおりである。本発表では、「措置変更において配慮すべき事項」について行った因子分析の結果を報告する。

2. 研究の視点および方法

1) 調査対象

今回の調査では、全国にある乳児院133か所、養護施設600か所、自立58か所、情短43か所、母子生活支援施設198か所の合計1032施設に、措置変更の実態を尋ねるアンケート用紙を配布した。アンケート用紙は2015年12月24日に郵送した。なお、調査対象は2014年度に措置変更となった全ケースとした。2015年12月24日から2016年2月10日までに返送いただいた分を分析対象とした。社会的養護施設間での措置変更の実態が明らかになるよう「措置変更ケースにおける支援内容や配慮事項に関するアンケート調査」施設全体用、退所児童用、入所児童用の3種類を作成し、配布した。退所児童用と入所児童用は個別ケースについて1ケースごとにその特徴を尋ねるものである。

2) 分析

568施設から回答を得た。回収率は55.1%であった。「措置変更ケースにおける支援内容や配慮事項に関するアンケート調査」退所児童用のアンケート用紙は、乳児院606、養護300、自立114、情短79、母子68、無回答14から合計1,181件回収した。今回の分析では、児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設の児童について回答された「退所ケース票」493件を分析対象とした。今回は、「措置変更に際して配慮した事項」25項目について、重要度をたずねた結果について、因子分析を行った。4件法(「まったく重要でない」～「とても重要である」)で回答を収集し、順序尺度として扱った。分析には、IBM SPSS Statistics version 23を用いた。

3. 倫理的配慮

収集したデータについては統計的に処理を行い、結果の公表に際して施設や個人が特定されることのないように十分配慮した。なお、本調査については、大阪府立大学大学院人間社会学研究科の倫理審査委員会の承認を得ている。

4. 研究結果

「措置変更に際して配慮した事項」重要度 25 項目について、最尤法・プロマックス回転を用いた探索的因子分析を行った。その結果十分な因子負荷量を示さなかった 4 項目を分析から除外し、再び最尤法・プロマックス回転による因子分析を行った。その結果、7つの因子が得られた。

第1因子は、「他児の意見を聴取する」、「他児に措置変更について説明する」といった、施設の他の入所児童への配慮を説明する 2 項目で構成されており、「他児への配慮」と命名した。第2因子は、「措置変更前に子どもが措置変更先での宿泊を伴わない生活体験の機会をつくる」、「措置変更前に担当予定の職員が子どもに面会に行く」など、措置変更先の施設との連携の際必要と考えられる 7 項目で構成されており、「養育のつなぎ」と命名した。第3因子は、「一時保護所を利用する」、「一時保護中にケースカンファレンスを実施する」といった措置変更にあたっての一時保護所の活用を説明する 2 項目で構成されており、「一時保護所の活用」と命名した。第4因子は、「子どもの意見を聴取する」、「子どもに同意を取る」といった子ども本人の意向を確認するために必要な手続き 2 項目で構成されており、「子どもの気持ちへの配慮」と命名した。第5因子は、「保護者の意見を聴取する」、「保護者の理解を得るために面接を実施する」など、措置変更を行う子どもの保護者への配慮事項 3 項目で構成されており、「保護者への配慮」と命名した。第6因子は、「子どもの発達状況を考える」、「子どものライフストーリーをまとめる」といった、子どもの生活の連続性に配慮する 3 項目で構成されており、「子どもの生活史の引き継ぎ」と命名した。第7因子は、「措置変更前に、措置変更先の担当者とのケースカンファレンスを実施する」、「措置変更先に子どもについての情報提供を行う」という措置変更前の施設と措置変更後の施設間での情報共有についての 2 項目で構成されており、「施設間の連携」と命名した。

α 係数は第1因子が 0.61、第2因子が 0.79、第3因子が 0.90、第4因子が 0.78、第5因子が 0.85、第6因子が 0.81、第7因子が 0.34 となり、第1因子と第7因子で低い数値を示したが、項目の内容は措置変更の実施にあたって必要な項目であると考え、今回の分析対象からは除外しなかった。詳細は当日の配布資料にてお示ししたい。

5. 考察

探索的因子分析の結果、子どもの措置変更に際して配慮されている事項について 7つの因子が見いだされた。第1因子は「他児への配慮」であった。生活の場において子どもの発達課題による何らかの課題が生じた際に、他児へ及ぼす影響に配慮して措置変更が検討されていることが考えられる。一方、第2因子以降を見ていくと、措置変更前に、子どもが措置変更先を見学し、措置変更先の新しい担当者と面会することや、児童相談所とのケースカンファレンスを実施するなど、措置変更となる子ども自身の養育の連続性を担保するための「養育のつなぎ」を行う必要性や、子ども本人や保護者の意向への配慮の必要性などが示された。また、措置変更の実施にあたって「一時保護所の活用」を行うといった具体的手続きについても示唆された。大久保・山本(2013)による調査では、社会的養護施設で生活してきた子どもの問題行動を理由とする一時保護所利用について、他人への暴力によるものが最も多いとの結果が示されている。第1因子「他児への配慮」と第3因子「一時保護所の活用」はこうした背景と重なると考えられる。今回は探索的な因子分析ではあったが、社会的養護実践の中で生じる措置変更に際しての具体的手続きの内容が示唆された。

参考文献等

- ・厚生労働省 (2015) 「児童養護施設入所児童等調査結果」(平成 25 年 2 月 1 日現在)
- ・大久保牧子・山本恒雄 (2013) 「問題行動により、児童養護施設で不適応を起こした児童の支援」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第 50 集, pp.1-17.

謝辞

本調査研究は、平成 27 年度厚生労働省：子ども・子育て支援推進調査研究事業「措置変更ケースにおける支援内容や配慮事項に関する調査研究事業」(主任研究者：伊藤嘉余子)の一部として実施したものである。本調査研究にご協力頂いた関係諸氏に深謝いたします。